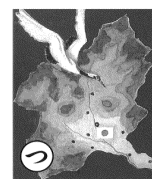




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年8月18日（火） 第9826号

■ 目 次

	ページ
公 告	
○都市計画道路変更の県原案（都市計画課）	2
○公聴会の開催（同）	2
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（防災航空センター）	3

■ 公 告

高崎都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和2年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画道路中3・3・7号前橋長瀬線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車線の 数	幅員	
幹線街路	3・3・7	前橋長瀬線	高崎市岩鼻町字坂上南	高崎市宿横手町字宅地	高崎市下滝町	約 4,490m	地表式	4車線	24m	関越自動車道と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、高崎都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和2年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 開催期日及び場所 令和2年9月9日（水）午後2時から 高崎市役所第31会議室
- 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課において、令和2年8月18日（火）から同年9月1日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和2年9月1日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

高崎都市計画道路の変更（3・3・7号前橋長瀬線の変更）に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

令和2年8月18日付け群馬県報に登載された高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- | | | | | | |
|---|-------------------------------|----|---|------|----|
| 1 | 公述申出人 | 住所 | | 電話番号 | |
| | | 氏名 | 印 | 年齢 | 職業 |
| 2 | 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） | | | | |
| 3 | 意見の要旨（別紙のとおり） | | | | |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年8月18日

群馬県防災航空センター所長 糸井 秀幸

1 調達内容

- (1) 委託業務 群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業
- (2) 業務内容 詳細は、仕様書による。
- (3) 契約期間 令和3年1月1日（金）から令和7年12月31日（水）まで
- (4) 委託場所 群馬県防災航空センター（群馬県前橋市下阿内町377-2）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で同名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年9月9日（水）までに、群馬県会計局会計管理課に登録申請を行い、入札日の前日の午後4時までに、同名簿の登載を確認し群馬県防災航空センターへその旨連絡すること。

- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない

者であること。

- (6) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2142 群馬県前橋市下阿内町377-2 群馬県防災航空センター 担当 今井 電話027-265-0200

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページから取得すること。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和2年8月18日(火)から同月28日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和2年9月8日(火)までに競争入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和2年9月4日(金)午後5時まで(書類提出受付は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業資格審査書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 各1部

- (5) 入札説明会 入札説明会は、開催しない。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月30日(水)午後2時 群馬県防災航空センター会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月29日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県防災航空センター所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 低入札価格調査の適用 当該入札においては、調査基準価格が設定される。

- (6) 落札者の決定方法 総合評価のための提案書の提案内容が仕様書の要求を全て満たし、規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であつて、かつ、次により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高いものを落札者とする。

なお、落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2人以上あるときは、技術点がより高い者を落札者とする。技術点及び価格点が同点の者が複数の場合には該当者の中でより低価格で入札した者を、同額の場合に

は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ア 技術点は、「評価基準表」に基づき、群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託事業入札参加資格審査委員会が総合評価のための提案書を審査し、次により算出する。

なお、技術点の満点は、250点とする。

(ア) 評価項目単位の採点 総合評価のための提案書の記載内容により0点から35点までの評価とする。

(イ) 技術点 評価項目点を集計し、審査委員の合計点を算出し、その平均を当該入札者の技術点とする。

なお、技術点に端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

イ 価格点は、次に掲げる式により算出する。

なお、価格点に端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

価格点 = $250 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of contract: Operation management outsourcing of disaster prevention helicopter

(2) Term of contract: From January 1, 2021 through December 31, 2025

(3) Date and time for the submission of tenders: Wednesday, September 30, 2020 at 2:00 p.m.

(Tenders submitted by registered mail must be received by Tuesday, September 29, 2020 at 4:00 p.m.)

(4) Managing Authority: Disaster Prevention Aviation Center, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 377-2 Shimoauchi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2142, Japan, TEL 027-265-0200 (Japanese language only)